

衆議院議員総選挙等に関する議案内容等一覧

議案名	内容	備考
議案第1号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務処理要領について	事務処理要領のとおり	
議案第2号 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について	被登録資格決定基準日 令和6(2024)年10月14日(月)(公示の日の前日) ただし、年齢については、10月27日(日)(選挙の期日)	【告示事項】
議案第3号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 金田 尊男 同職務代理者 佐瀬 学	【告示事項】
議案第4号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 金田 尊男 同職務代理者 佐瀬 学	
議案第5号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第3区における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 松永 安優美 同職務代理者 大根田 守	
議案第6号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第4区における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 青田 賢之 同職務代理者 大根田 守	
議案第7号 衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 青田 賢之 同職務代理者 大根田 守	
議案第8号 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任について	選挙分会長 金田 尊男 同職務代理者 佐瀬 学	【告示事項】
議案第9号 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任について	審査分会長 金田 尊男 同職務代理者 佐瀬 学	【告示事項】
議案第10号 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所について	第1～5区 栃木県庁	【告示事項】
議案第11号 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時について	第1～5区 場所 栃木県庁 ・第1区 日時 令和6(2024)年10月30日(水)午前9時30分 ・第2区 日時 令和6(2024)年10月30日(水)午前10時 ・第3区 日時 令和6(2024)年10月30日(水)午前10時30分 ・第4区 日時 令和6(2024)年10月30日(水)午前11時 ・第5区 日時 令和6(2024)年10月30日(水)午前11時30分	【告示事項】 この後当選証書の付与を行う
議案第12号 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年10月30日(水)午後1時	【告示事項】
議案第13号 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年10月30日(水)午後1時30分	【告示事項】
議案第14号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について	・第1区 10 ・第2区 6 ・第3区 10 ・第4区 8 ・第5区 8	
議案第15号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について	減少協議数 312(6市2町協議) 政令基準数 5,993箇所 設置数 5,681箇所	
議案第16号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について	届出候補者数 1～2人 3～5人  テレビ (株)とちぎテレビ 1回 1回 ラジオ (株)栃木放送 1回 1回 (株)エフエム栃木 1回	【告示事項】 NHKの放送回数については別途定めあり 候補者数 1～2人 3～5人 テレビ 1回 2回 ラジオ 1回 1回
議案第17号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年10月15日(火)午後7時30分	【告示事項】
議案第18号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年10月15日(火)午後6時	【告示事項】
議案第19号 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年10月16日(水)午後6時	【告示事項】
議案第20号 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年10月15日(火)午後6時30分	【告示事項】
議案第22号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発事業実施計画について	事業実施計画のとおり	

## 議案第1号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務処理要領について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の事務処理要領を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

別紙のとおり

## 1 事務処理要領

### 第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査事務処理要領

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の事務については、この要領の定めるところにより処理するものとする。

#### 1 事務処理の機構

栃木県選挙管理委員会規程第3条の2第1項及び第2項の規定に基づき、県の選挙管理委員会の分室を置くものとし、その組織及び所掌事務は、別記1「栃木県選挙管理委員会分室の組織及び事務処理要領」によるものとする。

#### 2 本庁において処理する事務

(1) 本庁において処理する事務及び担当者は、別記2「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務分担表」によるものとする。

ただし、選挙の当日及び翌日において処理すべき事務については、委員長が別に定めるものとする。

(2) 事務処理の日程は、別記3「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行日程」によるものとする。

#### 3 知事部局に対する協力要請

分室の設置その他事務執行上、知事部局の職員を相当数必要とするので、地方自治法第180条の3の規定により知事と協議し、知事部局の職員を選挙事務に従事させるよう措置するものとする。

別記 1

栃木県選挙管理委員会分室の組織及び事務処理要領

- 1 県の選挙管理委員会の分室（以下「分室」という。）の名称、位置及び管轄区域は、次によるものとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
河内分室	宇 都 宮 市	宇都宮市、河内郡
上都賀分室	鹿 沼 市	鹿沼市、日光市
芳賀分室	真 岡 市	真岡市、芳賀郡
下都賀分室	栃 木 市	栃木市、小山市、下野市、下都賀郡
塩谷分室	矢 板 市	矢板市、さくら市、塩谷郡
那須分室	大 田 原 市	大田原市、那須塩原市、那須郡那須町
烏山分室	那 須 烏 山 市	那須烏山市、那須郡那珂川町
佐野分室	佐 野 市	佐野市
足利分室	足 利 市	足利市

- 2 分室における事務処理は、次によるものとする。

- (1) 分室には分室長及び室員を置く。分室長は、当該分室が位置する市に所在する県税事務所長、健康福祉センター所長又は土木事務所長の職にある者をもって充てるものとする。
- (2) 分室長は、県の選挙管理委員会の委員長（以下「委員長」という。）の命を受け、室員を指揮して分室に属する事務を処理するものとする。
- (3) 分室において処理する事務は、委員長が特に指示する事項のほか、市町の選挙管理委員会との連絡に関するものとする。

## 別記2

## 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務分担表

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
1 総 括	補 佐	佐瀬書記長 大根田書記長代理
2 一 般 庶 務	(1) 一般庶務 (2) 知事部局に対する事務援助要請 (3) 関係機関に対する協力依頼 (4) 選挙管理委員会の庶務に関する事務 (5) 選挙用資材の調達（発注手続を含む。） (6) 駐車場の手配 (7) その他	大橋書記 後藤書記 渡辺書記 木村書記 一杉書記
3 市 町 選 挙 管 理 委 員 会 の 指 導	(1) 指導一般 (2) 告示等の指導及び処理 (3) 投票及び開票事務の指導 (4) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の事務に関する指導 (5) ポスター掲示場に関する指導 （減少協議の処理を含む。） (6) 投票所開閉時刻の繰上げ又は繰下げに関する届出の処理 (7) 裁判官の氏名等の掲示に関する指導 （掲示表作成を含む。） (8) 選挙公報の新聞折込みに係る届出の処理	吉澤書記 松本書記 松本書記 店網書記 中新井書記 店網書記 松本書記 黒後書記 黒後書記
4 諸 告 示 等	(1) 法令、規程等に基づく県選挙管理委員会の告示一般 (2) 選挙長等からの依頼に基づく告示の県公報への登載 (3) 選挙運動に関する支出金額の制限額の算出	松本書記 中新井書記
5 立候補届出等に関する処理	(1) 立候補届出の受付（告示、通知、資格照会、総務省に対する報告並びに候補者届出政党及び候補者の連絡場所の確認）及び辞退届出等の処理 (2) 候補者届出政党及び候補者に対する諸証明書、標旗、印刷物等の交付 (3) 立候補状況の市町選挙管理委員会に対する連絡 (4) 選挙事務所等の設置届及び異動届の処理 (5) 候補者届出予定政党及び立候補予定者に対する説明会の開催 (6) 候補者届出書の事前審査 (7) 比例代表選挙に関する通知等の処理	別に定めるところによる 中新井書記 松本書記 吉澤書記 松本書記 若目田書記 店網書記 黒後書記 中新井書記 黒後書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
6 諸印刷物等の作成	(1) 印刷物及び資材の調達 (2) 印刷物等の管理	別に定めるところによる 店網書記
7 印刷物等の輸送	(1) 印刷物及び資材等輸送計画の樹立 (2) 各市町選挙管理委員会に配布する各種印刷物の区分、梱包及び送致（投票用紙、投票用封筒及び仮投票用封筒並びに選挙公報及び審査公報の区分及び梱包を除く。） (3) 上記に関する各市町選挙管理委員会からの受領書の処理	玉田書記 大関書記 亀井書記 和久書記
8 個人演説会等に関する事項	(1) 公営施設の指定の告示 (2) 個人演説会等に係る各市町選挙管理委員会に対する助言	黒後書記
9 小選挙区選出議員選挙の選挙公報の発行	(1) 選挙公報発行計画の樹立 (2) 入札仕様書の作成及び契約業者との打合せ (3) 選挙公報掲載文原稿用紙及び記載例見本等の作成 (4) 選挙公報掲載文原稿等の事前審査 (5) 選挙公報掲載申請書等の受理 (6) 選挙公報掲載順序の抽選 (7) 選挙公報の印刷、区分、梱包の立会 (8) 指定病院等に対する選挙公報の発送 (9) 点字毎日号外の作成	江本書記 荒井書記 西村書記 狐塚書記 上野書記 長書記 中野書記 池田書記 北野書記 穂本書記 常盤書記 若目田書記
10 比例代表選出議員選挙の選挙公報の発行	(1) 選挙公報発行計画の樹立 (2) 入札仕様書の作成及び契約業者との打合せ (3) 選挙公報掲載文原稿等の受領（中央選挙管理会） (4) 選挙公報掲載順序の抽選 (5) 選挙公報の印刷、区分、梱包の立会 (6) 指定病院等に対する選挙公報の発送 (7) 点字毎日号外の作成	江本書記 荒井書記 西村書記 狐塚書記 上野書記 長書記 中野書記 池田書記 北野書記 穂本書記 常盤書記 若目田書記
11 審査公報の発行	(1) 審査公報発行計画の樹立 (2) 入札仕様書の作成及び契約業者との打合せ (3) 審査公報掲載文原稿等の受領（中央選挙管理会） (4) 審査公報の印刷、区分、梱包の立会 (5) 指定病院等に対する審査公報の発送  (6) 点字毎日号外の作成	江本書記 荒井書記 西村書記 狐塚書記 上野書記 長書記 中野書記 池田書記 北野書記 穂本書記 常盤書記 若目田書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
12 政見放送及び 経歴放送に 関する事項	(1) 政見放送を行う一般放送事業者等の告示 (2) 政見放送についての放送局との打合せ、協議及び 連絡 (3) 政見放送日時決定抽選及びこれに関する通知 (4) 政見放送等についての候補者届出政党との連絡 (5) 政見放送のための録音又は録画の公営に関する事 務 (6) その他政見放送に関する事務  (7) 政見放送所要経費の支払に関する事務	松本書記 江本書記 松本書記  江本書記 荒井書記 西村書記 狐塚書記 上野書記 長書記 中野書記 池田書記 北野書記 穂本書記 常盤書記
13 選挙公営（8 ～12を除く。） 関する事項	(1) 新聞広告掲載承諾通知書の受理 (2) 選挙運動用無料葉書に関する事務 (3) 無料乗車券に関する事務 (4) 選挙運動用自動車の使用に関する事務 (5) 選挙運動用ビラの作成に関する事務 (6) 選挙運動用ポスターの作成に関する事務 (7) 選挙運動用通常葉書の作成に関する事務 (8) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成に関する事 務 (9) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の 類の作成に関する事務 (10) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成に関する 事務 (11) (1)～(10)に係る経費の支出 (12) 点字候補者名簿の作成に関する事務	黒後書記  江本書記 荒井書記 西村書記 狐塚書記 上野書記 長書記 中野書記 池田書記 北野書記 穂本書記 常盤書記  店網書記
14 選挙運動に 関する事項	(1) 違反文書図画の撤去に関する命令及び通報 (2) 選挙事務所の閉鎖に関する命令 (3) その他選挙運動違反に関する措置 (4) 選挙運動用公給物件の紛失等の処理	店網書記 黒後書記  黒後書記
15 比例代表選出 議員選挙の 政党等の 名称等の掲示 に関する事項	(1) 掲示に関する市町選挙管理委員会の指導 (2) 掲示順序の抽選 (3) 掲示表（期日前投票用）の作成及び送付 (4) 掲示表（当日投票用）の作成 (5) その他政党の名称等の掲示に関する事務	店網書記 黒後書記 玉田書記 大関書記 亀井書記 和久書記  黒後書記 店網書記
16 指定病院等の 指 導 連 絡	(1) 指定病院等の指導連絡 (2) 指定病院等に対する説明会の開催 (3) 不在者投票特別経費の支出	中新井書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
17 選挙会に関する事項	(1) 選挙立会人の届出の受理、抽選、決定通知、選任及び選任通知 (2) 選挙録、選挙長発言要領等の作成 (3) 選挙会場の準備 (4) 選挙長及び選挙立会人の報酬等の支給 (5) 当選の告知及び当選証書の付与 (6) 当選人の告示	松本書記（1区～3区） 店網書記（4区、5区）  松本書記
18 選挙分会に関する事項	(1) 選挙分会立会人の届出の受理、抽選、決定通知、選任及び選任通知 (2) 選挙分会録、選挙分会長発言要領等の作成 (3) 選挙分会場の準備 (4) 選挙分会長及び選挙分会立会人の報酬等の支給	中新井書記
19 審査分会に関する事項	(1) 審査分会立会人選任及び選任通知 (2) 審査分会録、審査分会長発言要領等の作成 (3) 審査分会場の準備 (4) 審査分会長及び審査分会立会人の報酬等の支給	黒後書記
20 出納責任者及び収支報告書等の処理	(1) 出納責任者の選任届及び異動届等の処理 (2) 出納責任者の指導連絡 (3) 選挙運動のために使用する事務員等届出の処理 (4) 収支報告書の受理  (5) 収支報告書の要旨の公表	黒後書記  吉澤書記 松本書記 若目田書記 店網書記 黒後書記 中新井書記 黒後書記
21 明るい選挙推進運動の実施	(1) 明るい選挙推進運動実施計画の樹立（臨時啓発事業） (2) 臨時啓発事業の実施 (3) 啓発用印刷物及び資材の作成  (4) 選挙をきれいにする国民運動栃木県本部に関する事務	若目田書記  小材書記 黒川書記 秋元書記 宮澤書記 齋藤書記 小森書記 小川書記 若目田書記
22 投票用紙等の作成	(1) 投票用紙、投票用封筒（内封筒及び外封筒）及び仮投票用封筒の印刷、点検、区分、包装計画の樹立 (2) 投票用紙等の印刷、点検、区分、包装等の立会	大橋書記 後藤書記 渡辺書記 木村書記 一杉書記
23 投開票集計事務の電算処理	(1) 投・開票速報オンラインシステムに関する事項 (2) テストランに関する事項 (3) その他電算処理に関し必要な事務	若目田書記 店網書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
24 速報及び公表並びに報道機関との連絡調整に関する事務	(1) 総務省への速報 (2) 選挙結果の速報に関する事務（速報要領の作成及び市町選挙管理委員会に対する助言連絡を含む。） (3) 選挙結果の公表に関する報道機関との連絡（選挙結果公表要領の作成を含む。） (4) その他速報及び公表に関する事務	店網書記 中新井書記 若目田書記 店網書記
25 選挙管理委員会に関する事項	(1) 選挙管理委員会の開催に関する事務 (2) 選挙管理委員との連絡 (3) 選挙事務開始の依頼状及び終了の礼状の発送 (4) 選挙事務従事の協議に関する事務 (5) その他選挙管理委員会に関する事務	店網書記 大橋書記 店網書記
26 明るい選挙推進協議会に関する事項	(1) 明るい選挙推進協議会の開催等に関する事務 (2) 明るい選挙推進協議会委員との連絡 (3) その他明るい選挙推進協議会に関する事務	若目田書記
27 選挙執行経費に関する事項	(1) 選挙執行経費の基数積算及び総務省報告 (2) 選挙執行経費の市町交付（臨時啓発費を含む。） (3) 選挙執行経費の精算	店網書記 松本書記
28 選挙結果資料の作成等に関する事項	(1) 選挙結果の市町選挙管理委員会への照会及び集計並びに総務省への報告 (2) 投・開票結果資料集の作成 (3) 選挙の記録の作成 (4) 年齢別投票者数調査	黒後書記 若目田書記 松本書記 若目田書記
29 供託証明書の返還等に係る事項	(1) 供託証明書の返還 (2) 供託金の国庫納入	松本書記

（備考） 選挙の当日において処理すべき事務、その他特に必要のある事務の分担については、別に定める。

## 第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査執行日程表

〔令和6年10月27日執行〕

日次	月	日	曜	事 務 内 容	備考	
-20 (-8)	10	7	月	政党及び立候補予定者説明会 [13:30 本館6階大会議室2]	記 金田委員長	
-18 (-6)	10	9	水	指定病院等説明会 [音声配信]	金田委員長	
				報道関係支局長等会議 [10:00 本館6階大会議室2]		
				市町選管書記長等会議 [14:00 本館6階大会議室2]		
解散 10月9日						
-17 (-5)	10	10	木	候補者届出政党及び候補者交付物資完成	委員全員	
				選挙管理委員会 [19:00 選挙管理委員会室 記] ・総選挙及び国民審査事務処理要領案 ・諸告示案 ・諸計画案		
-16 (-4)	10	11	金	(小) 立候補届出書等事前審査 [9:00 自治会館403会議室]	記	
-15 (-3)	10	12	土	候補者届出政党及び候補者交付物資整備完了 [14:00 選挙管理委員会室]	記	
-13 (-1)	10	14	月	選挙人名簿、在外選挙人名簿登録者数速報受信、集計、公表	記 委員全員	
				(祝) 立候補届出受付事務打合せ、会場準備、リハーサル [15:30 自治会館301会議室、403会議室]	記	
-12 (0)	10	15	火	<b>【公示日】</b>	委員全員	
				立候補届出受付 [8:30 自治会館301会議室、403会議室]		記
				(小) 選挙公報掲載申請受付締切 [17:00]		
				(小) 選挙公報掲載順序抽選 [18:00 本館9階会議室2]		
				(小) 政見放送日時の決定抽選及び抽選結果の通知 [19:30 本館9階会議室2]		記
				(比) 政党等の名称等の掲示に係る掲示順序抽選 [18:30 本館9階会議室2]		
-11 (+1)	10	16	水	(比) 選挙公報掲載順序の抽選 [14:00 本館9階会議室2]		
-10 (+2)	10	17	木	(比) 政党等の名称等の掲示表(当日投票用、期日前・不在者投票用)完成		
				県政記者クラブとの打合せ [11:00 自治会館403会議室]		
-9 (+3)	10	18	金	輸送③・点字候補者、政党等、裁判官名簿		
				輸送④・選挙公報[(小)、(比)]、審査公報		
				(比) 政党等の名称等の掲示表の市町への発送 [直送]		
				(比) 選挙公報、(審) 審査公報原稿受領 [10:00 総務省]		
-8 (+4)	10	19	土	選挙公報、審査公報印刷開始		
				輸送④・選挙公報[(小)、(比)]、審査公報		
-6 (+6)	10	21	月	期日前投票者数の公表①	記	
-4 (+8)	10	23	水	市町選管速報等担当者会議 [10:00 自治会館403会議室]		
				選挙当日事務打合せ会 [14:30 市町村課]		
-3 (+9)	10	24	木	(小) 補充立候補届出締切 [17:00]		
				(小) 選挙立会人届出締切 [17:00]		
				(小) 選挙立会人の抽選 [第1区 17:30、第2区 17:45、第3区 18:00、第4区 18:15、第5区 18:30 選挙管理委員会室]		
				(小) 選挙立会人の決定(選任)通知		
-1 (+11)	10	26	土	期日前投票者数の公表②	記	

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査執行日程表

日次	月	日	曜	事 務 内 容	備考
0 (+12)	10	27	日	【投票日】	
				投開票結果速報の受信、集計及び公表	
+1	10	28	月	投開票結果文書報告受理打合せ会 [10:00 選挙管理委員会室]	
+2	10	29	火	投開票結果文書報告受理 [9:30-11:30 メール、電話等による確認]	
+3	10	30	水	(小) 選挙会 [第1区 9:30 昭和館4階正庁 ]	金田委員長
				(小) 選挙会 [第2区 10:00 " ]	金田委員長
				(小) 選挙会 [第3区 10:30 " ]	松永委員
				(小) 選挙会 [第4区 11:00 " ]	青田委員
				(小) 選挙会 [第5区 11:30 " ]	青田委員
				(比) 選挙分会 [13:00 " ]	金田委員長
				(審) 審査分会 [13:30 " ]	金田委員長
				(小) 当選証書付与、当選人告示	

凡例 (小):衆議院小選挙区選出議員選挙 (比):衆議院比例代表選出議員選挙 (審):最高裁判所裁判官国民審査  
 記:県政記者クラブ発表(資料提供)

## 議案第2号

衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のように定めるものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

令和6（2024）年10月14日（選挙の期日の公示の日の前日）

ただし、年齢については、令和6（2024）年10月27日（選挙の期日）

### 議案第3号

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区選挙長  
栃木県宇都宮市 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第1区選挙長職務代理者  
栃木県佐野市 佐 瀬 学

## 議案第4号

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区選挙長  
栃木県宇都宮市 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第2区選挙長職務代理者  
栃木県佐野市 佐 瀬 学

## 議案第 5 号

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 3 区における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 3 区における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和 6（2024）年 10 月 10 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 3 区選挙長  
栃木県栃木市 松 永 安優美

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第 3 区選挙長職務代理者  
栃木県下野市 大根田 守

## 議案第6号

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第4区における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第4区における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第4区選挙長  
栃木県鹿沼市 青 田 賢 之

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第4区選挙長職務代理者  
栃木県下野市 大根田 守

## 議案第7号

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区選挙長  
栃木県鹿沼市 青 田 賢 之

衆議院小選挙区選出議員選挙栃木県第5区選挙長職務代理者  
栃木県下野市 大根田 守

## 議案第8号

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区栃木県選挙分会長  
栃木県宇都宮市 金 田 尊 男

衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区栃木県選挙分会長職務代理者  
栃木県佐野市 佐 瀬 学

## 議案第9号

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

最高裁判所裁判官国民審査栃木県審査分会長  
栃木県宇都宮市 金 田 尊 男

最高裁判所裁判官国民審査栃木県審査分会長職務代理者  
栃木県佐野市 佐 瀬 学

## 議案第10号

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務は、次の場所において行うものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県第1区	栃木県庁
栃木県第2区	栃木県庁
栃木県第3区	栃木県庁
栃木県第4区	栃木県庁
栃木県第5区	栃木県庁

## 議案第11号

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会は、次により行うものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

### 栃木県第1区

1 場 所 栃木県庁  
2 日 時 令和6（2024）年10月30日 午前9時30分

### 栃木県第2区

1 場 所 栃木県庁  
2 日 時 令和6（2024）年10月30日 午前10時

### 栃木県第3区

1 場 所 栃木県庁  
2 日 時 令和6（2024）年10月30日 午前10時30分

### 栃木県第4区

1 場 所 栃木県庁  
2 日 時 令和6（2024）年10月30日 午前11時

### 栃木県第5区

1 場 所 栃木県庁  
2 日 時 令和6（2024）年10月30日 午前11時30分

## 議案第12号

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時について

令和6年10月27日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における北関東選挙区の栃木県選挙分会は、次により行うものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年10月30日 午後1時

## 議案第13号

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時について

令和6年10月27日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査における栃木県審査分会は、次により行うものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年10月30日 午後1時30分

## 議案第14号

衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場の区画数は、次のとおりとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県第1区のポスター掲示場の区画数	10
栃木県第2区のポスター掲示場の区画数	6
栃木県第3区のポスター掲示場の区画数	10
栃木県第4区のポスター掲示場の区画数	8
栃木県第5区のポスター掲示場の区画数	8

## 議案第 15 号

衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置に係る公職選挙法（昭和 25 年法第 100 号）第 144 条の 2 第 2 項ただし書きの規定による総数の減少の協議については、次のとおり同意するものとする。

令和 6（2024）年 10 月 10 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

市 町 名	政 令 基 準 数	減 少 数	設 置 総 数
栃 木 市	4 8 3	1 1	4 7 2
佐 野 市	4 0 6	1 7	3 8 9
鹿 沼 市	5 1 3	4 0	4 7 3
日 光 市	5 2 9	1 7 1	3 5 8
大 田 原 市	3 0 5	6	2 9 9
那 須 塩 原 市	3 3 0	5 0	2 8 0
那 須 町	1 4 7	1 2	1 3 5
那 珂 川 町	1 1 7	5	1 1 2

（6 市 2 町）

（ 計 3 1 2 ）

（理由）

政令では投票区の面積に応じてポスター掲示場の設置数が定められているため、面積は広大だが山間部の占める割合が多く居住区域も限定されているような投票区において、過大となり設置の効用を十分発揮できないため、実際の居住区域等を勘案して設置する。

(参考) 政令基準数

投票区ごとの選挙人名簿 登録者数	面積	ポスター掲示場の数
1,000 人未満	2 km <sup>2</sup> 未満	5 箇所
	2 km <sup>2</sup> 以上 4 km <sup>2</sup> 未満	6 箇所
	4 km <sup>2</sup> 以上 8 km <sup>2</sup> 未満	7 箇所
	8 km <sup>2</sup> 以上	8 箇所
1,000 人以上 5,000 人未満	4 km <sup>2</sup> 未満	7 箇所
	4 km <sup>2</sup> 以上 8 km <sup>2</sup> 未満	8 箇所
	8 km <sup>2</sup> 以上	9 箇所
5,000 人以上 10,000 人未満	4 km <sup>2</sup> 未満	8 箇所
	4 km <sup>2</sup> 以上	9 箇所
10,000 人以上	4 km <sup>2</sup> 未満	9 箇所
	4 km <sup>2</sup> 以上	10 箇所

## 議案第16号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

放送の区分	基幹放送事業者名	回数	
		栃木県における届出候補者数	
		1人又は2人	3人から5人
テレビジョン放送	株式会社とちぎテレビ	1回	1回
ラジオ放送	株式会社栃木放送	1回	1回
	株式会社エフエム栃木		1回

(参考) 政見放送及び経歴放送実施規程第2条第1項

○ 日本放送協会（NHK）

テレビジョン放送

栃木県における届出候補者数 1人又は2人・・・1回

〃 3人から5人・・・2回

ラジオ放送

栃木県における届出候補者数 1人又は2人・・・1回

〃 3人から5人・・・1回

## 議案第17号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじは、次により行うものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年10月15日 午後7時30分

## 議案第18号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行うものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年10月15日 午後6時

## 議案第19号

衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について

令和6年10月27日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行うものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年10月16日 午後6時

## 議案第20号

衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について

令和6年10月27日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文の規定による衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじは、次により行うものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年10月15日 午後6時30分

## 議案第21号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定するものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

種 類	施 設 の 名 称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人太陽会 特別養護老人ホームつるの川	宇都宮市下砥上町1488-1

調査年月日	令和6(2024)年9月9日																																										
施設名 (ふりがな)	とくべつようごろうじん 特別養護老人ホーム つるの川																																										
所在地	(〒 320 - 0852 ) 宇都宮市下砥上町1488-1 (電話 028-611-8008 )																																										
開設者	社会福祉法人 太陽会																																										
施設の長の職氏名	職名 施設長 氏名 田崎 雅明																																										
同職務代理者の職氏名	職名 室長 氏名 松本 順一																																										
事務長																																											
開設年月日	令和5年 5月 1日																																										
定員等の数(単位)	60 名																																										
入所(院)者の状況	<p>1 住所等</p> <p>① 18歳以上の者</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ア. 地元市町村内</td> <td style="text-align: right;">44</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td>イ. 県内他市町村</td> <td style="text-align: right;">13</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td>ウ. 県外</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">57</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> </table> <p>② 18歳未満の者</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> </table> <p>2 心身(歩行困難者、認知症や視力障害者等)等の状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">歩行困難者</td> <td style="text-align: right;">51</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td style="width: 10%;">(うち車いす利用者</td> <td style="text-align: right;">44</td> <td style="text-align: right;">名)</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td>(うち点字利用者</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">名)</td> </tr> <tr> <td>認知症患者</td> <td style="text-align: right;">40</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 平均年齢及び平均入所期間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平均年齢</td> <td style="text-align: right;">89</td> <td style="text-align: right;">歳</td> </tr> <tr> <td>平均入所期間</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td style="text-align: right;">年程度</td> </tr> </table> <p>4 施設全体において投票可能と思料される者 57 名</p>	ア. 地元市町村内	44	名	イ. 県内他市町村	13	名	ウ. 県外	0	名	計	57	名		0	名	合計	0	名	歩行困難者	51	名	(うち車いす利用者	44	名)	視覚障害者	1	名	(うち点字利用者	0	名)	認知症患者	40	名				平均年齢	89	歳	平均入所期間	1	年程度
ア. 地元市町村内	44	名																																									
イ. 県内他市町村	13	名																																									
ウ. 県外	0	名																																									
計	57	名																																									
	0	名																																									
合計	0	名																																									
歩行困難者	51	名	(うち車いす利用者	44	名)																																						
視覚障害者	1	名	(うち点字利用者	0	名)																																						
認知症患者	40	名																																									
平均年齢	89	歳																																									
平均入所期間	1	年程度																																									
職員構成	<p>1 日中の勤務人数</p> <p>平日 20 人、土日 20 人</p> <p>2 主な職種の人数、常勤・非常勤の別</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">施設の長</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td style="width: 10%;">事務長</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td>事務職</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td>(うち非常勤</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td style="text-align: right;">名)</td> <td>(うち非常勤</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">名)</td> </tr> <tr> <td>看護職</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td>介護職</td> <td style="text-align: right;">30</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> <tr> <td>(うち非常勤</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">名)</td> <td>(うち非常勤</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">名)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">11</td> <td style="text-align: right;">名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">48</td> <td style="text-align: right;">名</td> </tr> </table>	施設の長	1	名	事務長	0	名	医師	1	名	事務職	1	名	(うち非常勤	1	名)	(うち非常勤	0	名)	看護職	4	名	介護職	30	名	(うち非常勤	0	名)	(うち非常勤	2	名)	その他	11	名							合計	48	名
施設の長	1	名	事務長	0	名																																						
医師	1	名	事務職	1	名																																						
(うち非常勤	1	名)	(うち非常勤	0	名)																																						
看護職	4	名	介護職	30	名																																						
(うち非常勤	0	名)	(うち非常勤	2	名)																																						
その他	11	名																																									
			合計	48	名																																						
投票を記載する場所	1 階 ( 地域交流スペース2 ) 42.40 m <sup>2</sup>																																										
指定を受ける意思	有																																										

投票を記載する場所

①



②



③



④



## 法人概要

名称 社会福祉法人 太陽会

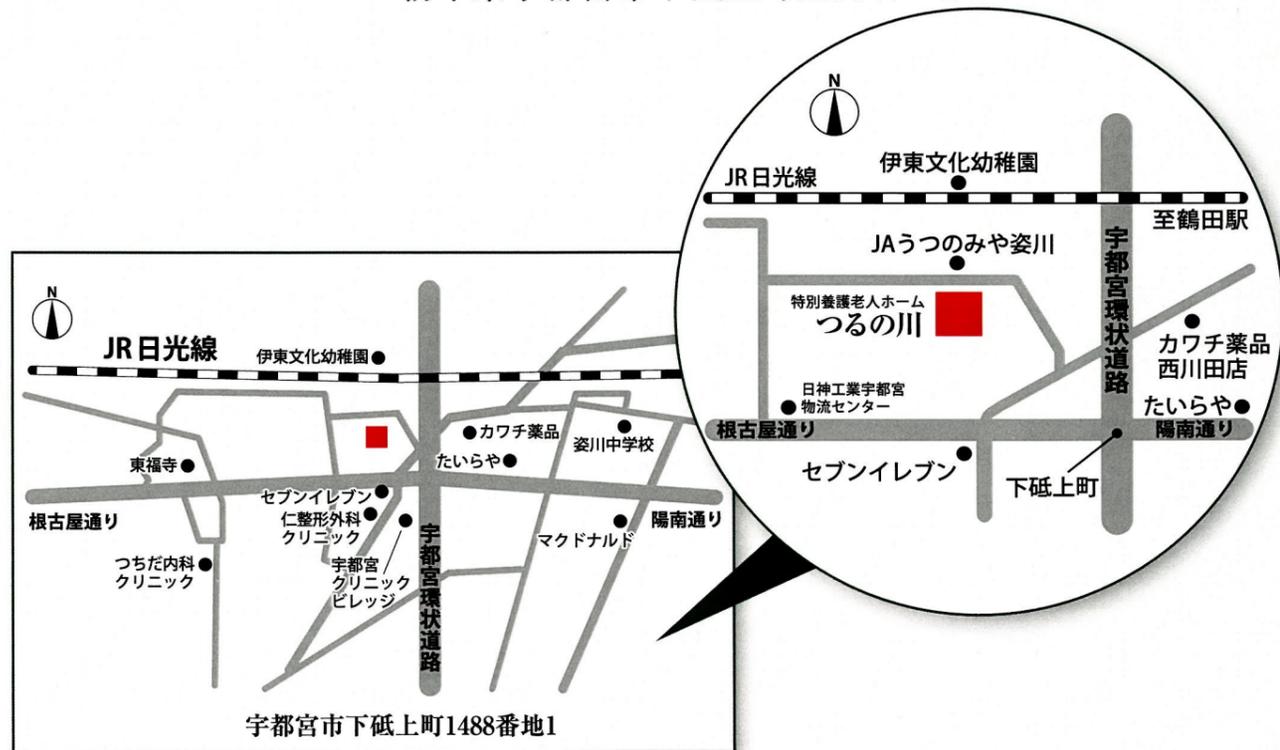
設立 平成30年5月28日

事業内容 **【たひようの家】 令和1年11月1日開所**

地域密着型特別養護老人ホーム29床の運営  
ショートステイ10床の運営  
〒328-0054  
栃木県栃木市平井町122番地8

**【つるの川】 令和5年5月1日開所**

広域型特別養護老人ホーム60床の運営  
〒320-0852  
栃木県宇都宮市下砥上町1488番地1



特別養護老人ホーム

つるの川

〒320-0852 宇都宮市下砥上町1488番地1  
FAX 028-611-7007  
E-mail info@tsurunokawa.jp



ご相談・入居のお申込みは下記まで、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

☎ 028-611-8008 (代) 受付時間/9:00~18:00

家族が集うような  
温もり感じる時間を  
「もうひとりの家族」  
としてお手伝い

特別養護老人ホーム

# つるの川



社会福祉法人 太陽会



# 「もうひとりの家族として」

私たちは介護の専門家として  
お客様の気持ちに寄り添います。

私たちは、ご入居者のご家族のような、  
ぬくもり・温かさを感じていただけるよう、誠実に心を込めて触れ合い、  
「ご入居者」、「ご家族」、そして『もうひとりの家族』である私たちが集い、  
生きがいと安心を実感していただける暮らしを提供しています。



## 法人理念

信頼・創造・挑戦の心を待ち続け、  
共に感じ・生き甲斐をもって・  
共に生きる社会を推進します。



## 運営方針

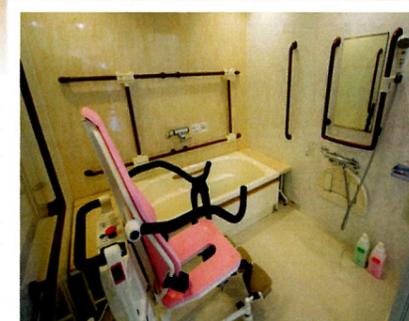
1. ホスピタリティー（おもてなしの心）を大切にご利用者が満足を得られる高品質なサービス提供に努めます。
2. 職員は相互に理解と思いやりを持って専門職としての成長をはかり、より質の高い人生を目指します。
3. 法令及び社会的規範を遵守し、社会的自立のもと、人材の育成に努め時代の変化に対応し、開かれた組織としての発展を目指します。



■共同生活室



■居室



■リフト浴



■機械浴

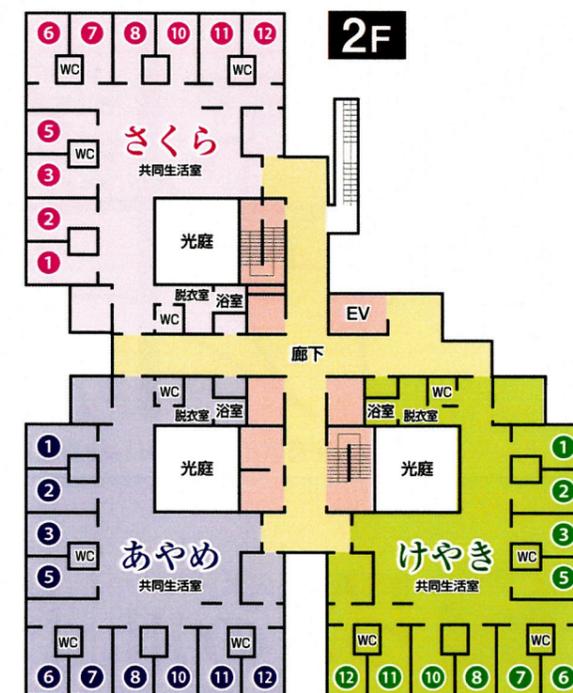
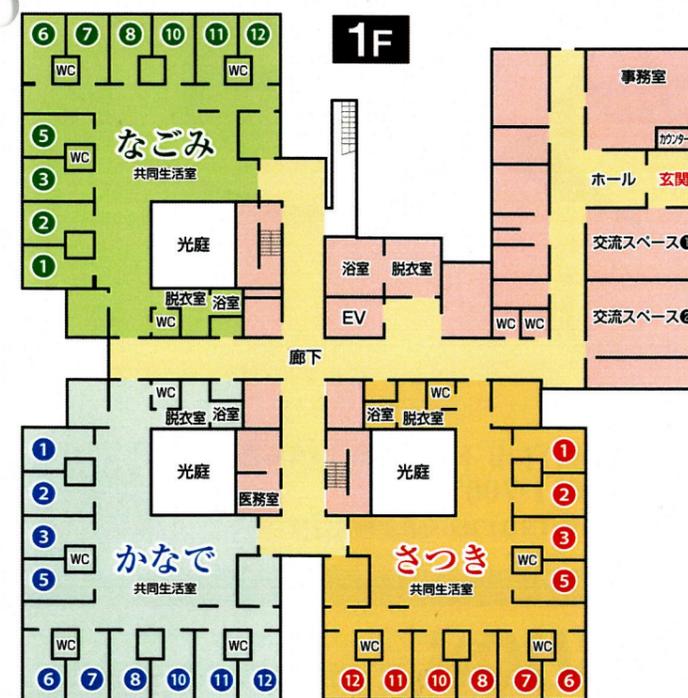
## ご入居までの流れ



### 【特別養護老人ホームの入居条件】

- 65歳以上で要介護3以上の高齢者
  - 40歳～64歳で特定疾病が認められた要介護3以上の方
- ※つるの川は居住地域に制限のない広域型特別養護老人ホームです。

## つるの川施設のご案内



お一人部屋 (13.20㎡) 約8.5畳

■居室数: 60部屋 ■(10部屋×6ユニット) ■共同利用施設: あり  
■階数: 2階建 ■構造: 鉄骨造 ■加齢対応構造など: 登録基準に  
適合エレベーター完備 / 緊急通報装置の設置

## 議案第22号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発事業実施  
計画について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における  
臨時啓発事業実施計画を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年10月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

別紙のとおり

令和6年10月27日執行第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発事業実施計画（案）

栃木県選挙管理委員会

I 趣 旨

来る10月27日に行われる第50回衆議院議員総選挙は、内政外交を問わず様々な課題が山積される中であって、今後の日本を方向付ける極めて重要な選挙である。

全ての有権者及び選挙運動関係者は、この選挙の意義と重要性をよく認識し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加する必要がある。

このため、栃木県選挙管理委員会は、きれいな選挙の推進と投票参加の呼び掛けを重点とした各種啓発事業を、市町選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会等並びに各報道機関の協力を得て実施する。

なお、近年の若年層の低投票率に鑑み、若年層が選挙への関心を持ち、投票への動機付けになるよう啓発事業に重点的に取り組むこととする。

II 実施事業

第1 県選挙管理委員会が行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 候補者等への働き掛け			
候補者及び政党に対する要望書の交付	候補者及び政党に対し、明るい選挙実現の協力要請を行う（立候補届出の際に交付）。	10月15日（火）	
2 各種広報媒体の利用			
(1) ラジオスポット広告	20秒スポット広告を放送する。 〔栃木放送及びエフエム栃木〕	10月15日（火） ～	
(2) テレビスポット広告	15秒スポット広告を放送する。 〔とちぎテレビ〕	10月27日（日）	
(3) 動画の配信	投票日の周知及び投票参加を呼び掛ける動画（15秒スポット広告）をインターネットの動画配信サイト及び銀行のディスプレイで公開する。〔YouTube、足利銀行、栃木銀行〕 なお、YouTubeの配信については、若年層へのターゲティング広告として実施する。		
(4) 新聞による広告	投票日の周知及び投票を呼び掛ける広告を掲載する。 〔朝日、読売、毎日、産経、日経、東京、下野新聞〕	10月26日（土）	
(5) バス車体広告	県内を運行する路線バスのフロントグリルに広告幕を掲出する。	10月15日（火） ～	
(6) タクシー車体広告	県内を運行するタクシーの車体を活用した広告を実施する。	10月27日（日）	
(7) コンビニレジ画面広告	県内のコンビニエンスストアのレジ画面に広告を掲載する。		
(8) デジタルサイネージ広告	JR宇都宮駅西口のディスプレイにデジタルサイネージ広告を掲出する。		
(9) 県広報媒体等の利用	県広報課等が所管する各種の広報媒体及び本庁舎等を活用し、投票の呼び掛けを行う。	随 時	
(10) ホームページによる啓発	臨時ホームページを設け、選挙に関する知識や情報等を提供するとともに、投票の呼び掛けを行う。	10月15日（火） ～ 10月27日（日）	

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
(11) SNS等広告を活用した啓発	投票日周知等の広告（SNS、google、yahoo等によるターゲティング広告）を配信する。		
(12) インターネットバナー広告	ホームページのインターネットバナーに投票日の周知及び投票を呼び掛ける広告を掲載する。 〔栃ナビ、もんみや〕		
(13) 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。		
(14) 高校校内放送による啓発	高校の校内放送により、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
(15) 県広報車巡回宣伝	県広報車を県内全域で走らせ、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
(16) 電話の保留音による周知	県庁の電話の保留音を投票日の周知アナウンス音にし、啓発を図る。		
(17) SNSへの記事投稿	選挙管理委員会SNSにおいて、選挙関連記事を掲載し、選挙期日等の啓発を図る。		
3 啓発資材による啓発			
(1) 懸垂幕・横断幕の掲示	各地方庁舎、県の施設等に掲示する。	10月15日(火) ～ 10月27日(日)	
(2) 投票日周知用ステッカーの掲示	県公用車等の車体に投票日周知用ステッカーを掲示する。		
(3) 投票日周知用ポスターの掲示	各地方庁舎、県の施設、大学、スーパー、道の駅等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
(4) 投票日周知用チラシの配布	投票日周知用のチラシを配布する。		
4 イベント会場等での啓発			
プロスポーツ試合会場における啓発	若年層が多く参集するプロスポーツの試合会場内で投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。 〔栃木SC等〕	試合日	

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
5 民間事業所等への協力依頼			
ケーブルテレビでの動画配信	ケーブルテレビで投票日の周知及び投票を呼び掛ける動画（15秒スポット広告）を放送する。 〔宇都宮ケーブルテレビ、わたらせテレビ、栃木ケーブルテレビ、佐野ケーブルテレビ、鹿沼ケーブルテレビ、テレビ小山放送、塩原ケーブルテレビ協同組合、茂木町、真岡市、芳賀町、那珂川町ケーブルテレビ放送センター〕	10月15日(火) ～ 10月27日(日)	
6 その他			
(1) 栃木県選挙管理委員会委員長談話の発表	公示日前に「県選挙管理委員会からのお願い」として委員長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	10月11日(金)	
(2) 統一キャラクター「めいすいくん」及び「ご当地めいすいくん」の活用	前掲の広報媒体、啓発資材等に明るい選挙推進のキャラクター「めいすいくん」や県の特徴を有した「ご当地めいすいくん」を登場させ、事業全体のイメージアップを図る。 <b>【一部新規】</b>	随時	

## 第2 市町選挙管理委員会に要請する事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 広報車巡回宣伝	広報車を使用して巡回宣伝を行う。（投票日周知、投票呼び掛けのCDを県が作成・配布する。）	10月15日(火) ～ 10月27日(日)	
2 防災無線による呼び掛け	防災無線で期日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
3 懸垂幕・横断幕の掲示	市役所、町役場庁舎等に懸垂幕・横断幕を掲示する。		
4 投票日周知用ポスターの掲示	市役所、町役場庁舎等に投票日周知用ポスターを掲示する。	10月16日(水) ～ 10月27日(日)	
5 啓発資材の配布	市役所、町役場庁舎等で啓発資材を配布する。		
6 投票日周知用ステッカーの掲示	投票日周知用ステッカーを公用車等の車体に掲示する。	随時	
7 親子連れ投票記念証の配布	親子連れ投票を体験した子どもに記念証を配布する。		
8 広報紙等による啓発	広報紙等（定期及び臨時）に啓発記事を掲載する。	随時	
9 「ご当地めいすいくん」の活用	広報媒体、啓発資材等に市町の特徴を有した「ご当地めいすいくん」を登場させ、事業全体のイメージアップを図る。【新規】		
10 その他独自の事業	その他、市町の地域の实情に即した事業を実施する。		

### 第3 関係団体等と連携して行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 栃木県明るい選挙推進協議会会長談話の発表	県明るい選挙推進協議会会長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	10月25日(金)	
2 選挙をきれいにする国民運動栃木県本部の声明の発表	栃木県報道代表者会、栃木県明るい選挙推進協議会、栃木県市町村選挙管理委員会連合会、宇都宮地方検察庁、栃木県警察本部及び栃木県選挙管理委員会で構成する「選挙をきれいにする国民運動栃木県本部」の共同声明を県政記者クラブを通じて発表する。	10月7日(月)	

### 第4 「とちぎ選挙啓発サポーター」と連携して行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
「とちぎ選挙啓発サポーター」を通じた啓発	従業員等へ投票呼び掛けや、SNSを活用した選挙周知など、企業の実情に合わせた取組を実施する。 <b>【新規】</b>	随時	

## (再掲) 若年層への働き掛け

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 動画の配信	投票日の周知及び投票を呼び掛ける動画をインターネット動画配信サイト〔YouTube〕において、若年層へのターゲティング広告として実施する。	10月15日(火) ～ 10月27日(日)	
2 SNS等広告を活用した啓発	投票日周知等の広告(SNS、google、yahoo等によるターゲティング広告)を配信する。		
3 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。		
4 高校校内放送による啓発	高校の校内放送により、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
5 SNSへの記事投稿	選挙管理委員会SNSにおいて、選挙関連記事を掲載し、選挙期日等の啓発を図る。	随時	
6 プロスポーツ試合会場における啓発	若年層が多く参集するプロスポーツの試合会場内で投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。 〔栃木SC等〕	試合日	
7 「とちぎ選挙啓発サポーター」を通じた啓発	従業員等へ投票呼び掛けや、SNSを活用した選挙周知など、企業の実情に合わせた取組を実施する。 <b>【新規】</b>	随時	

## (再掲) 「大学コンソーシアムとちぎ」との選挙啓発連携協定に基づく事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。	10月15日(火) ～ 10月27日(日)	
2 投票日周知用ポスターの掲示	大学等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
3 投票日周知用チラシの配布	投票日周知用のチラシを配布する。		

## 声 明

第50回衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。また、来る11月17日には栃木県知事選挙、宇都宮市長選挙などが執行される予定です。

申すまでもなく、選挙は民主主義の基盤をなすものであり、健全な民主政治の発展のためには、県民一人ひとりが主権者としての自覚と高い政治意識を持って、投票に参加されることが不可欠であります。本県における投票率は、昨今、低下傾向が続いており、特に若者の投票率は極めて憂慮すべき状況にあります。

また、近時、選挙の自由妨害やポスター掲示場の不適切な利用など、選挙制度への信頼を揺るがすような事態も起きています。

全ての有権者の投票参加の実現、明るくきれいな選挙の推進をめざして、次の2点を県民にお願いするとともに、私たちもあらゆる機会を通じて、「選挙をきれいにする国民運動」に尽力して参ります。

- 1 全ての有権者の皆様が、主権者としての自覚を持って、積極的に投票に参加する。
- 2 候補者をはじめ、政党及び選挙運動に携わる全ての方々が、公職選挙法のルールを守り、良識ある行動に努める。

令和6(2024)年10月7日

選挙をきれいにする国民運動栃木県本部

栃木県報道代表者会

栃木県明るい選挙推進協議会

栃木県市町村選挙管理委員会連合会

宇都宮地方検察庁

栃木県警察本部

栃木県選挙管理委員会

## 栃木県選挙管理委員会からのお願い

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査は、10月15日に公示され、10月27日に投票が行われます。

この度の選挙は、歯止めのかからない少子化と日本経済の活力の低下、頻発する国際紛争など、国の内外で困難な課題が山積している中であって、今後の日本を方向付ける、極めて重要な機会であります。

しかしながら、本県における投票率は、昨今、低下傾向が続いており、特に若者の投票率は極めて憂慮する状況にあります。

有権者の皆様におかれましては、今回の選挙の意義を十分に認識していただき、貴重な一票を無駄にすることなく、必ず投票されますようお願いいたします。

また、当日投票に参加できない方は、是非とも期日前投票を利用していただきますよう、重ねてお願いいたします。

私どもは、今回の選挙の管理執行に万全を期することはもとより、関係機関と密接な連携を図りながら、明るくきれいな選挙の実現に向けて全力を尽くして参ります。候補者、政党、その他選挙運動に携わる方々におかれましても、選挙のルールを遵守し、明るくきれいな選挙運動を展開されますようお願いいたします。

令和6(2024)年10月11日

栃木県選挙管理委員会

委員長 金田 尊 男

委員長職務代理 青田 賢 之

委員 松 永 安優美

委員 杉 田 明 子

## ポスター掲示場の適切な利用について

先般の東京都知事選挙でポスター掲示場の不適切な利用が顕在化しました。

公職選挙法（以下「法」という。）第144条の2第1項又は第8項の規定に基づき設置されるポスター掲示場に掲示が認められるのは、法第143条第1項第5号の候補者が選挙運動のために使用するポスターとされていることから、その内容が選挙運動に使用する目的を逸脱しているなど、法に抵触するおそれがあると認める場合は、県選挙管理委員会は、当該ポスターの掲示責任者又は当該掲示区画を使用する候補者に当該ポスターの掲示の意図等について説明を求めます。

その説明内容を勘案してもなお、法に抵触すると考えられる場合は、自主的な撤去を要請する、事案を公表する、法第147条の規定に基づく撤去を命ずる等、必要な措置を講じますので、御承知おきください。

立候補予定者におかれましては、ポスター掲示場を適切に利用するようお願いいたします。

立候補予定者 様

令和6(2024)年10月7日

栃木県選挙管理委員会  
委員長 金田 尊男